

私は大阪維新の会市会議員団を代表して

議員提出議案第18号の「大阪市の区域における特別区設置協定書案の無効を宣言するとともに、正常な大阪府・大阪市特別区設置協議会の速やかな開催を求める決議案」に反対の立場で討論させていただきます。

はじめに、決議とは「単に事実上の政治的・道義的な効力にとどまるものであり、意見書と違い法的な根拠はない」とされており、ましてや宣言とは「意見・方針などを外部に表明することである」ことからこの決議案を提出されるよりも、他にすべきことがあることを申し上げ反対の理由を申し上げます。

まず臨時議会の召集がなされなかった事と、協定書が無効であることについては、直接の因果関係がないことを説明します。

法定協議会の規約第3条に「協議会の担当する事務」として、「大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること。」とされており、協議会が開催されるということは、自動的に協定書の作成に向けて協議が進められることを意味するということは、皆さんもご存知の通りです。

それにも関わらず、大阪市議会の議会運営委員会におきまして維新以外の会派により、府議会の委員の推薦を不満とし「一人の議員も推薦しないもの」と決定され協議会会長へ推薦についての書面が提出されました。

今回の臨時議会は法定協議会の推薦委員を会派割にする旨で召集されておりますが、そもそも現在の大阪市会においては既に各会派の所属議員数の比率により法定協議会への推薦委員を割り当てて選定されている状態です。

すなわち条例化する実質的な利益は見込めないにも関わらず、あえてコストや事務局の労力をかけてまで議会の開会を求めること自体が無意味なのではないでしょうか。

何度も言いますが、委員の推薦のための条例制定案を出さずとも、既に会派割の委員になっておりますし、法定協議会に出席し意見を述べる事が出来る状態にも関わらず、自ら議論に参加せず「協定書が無効」と言うことには理屈が通りません。

今回の臨時議会はこの「協定書の無効を宣言する」決議を出したかったに過ぎません。

まとめて言いますと、法定協議会に委員を推薦せずボイコットを続けられたのは府議会の委員の推薦に対してであり議会が招集されなかったためではありません。議会の開会自体が無意味なものであり、市民の利益から、かけ離れていることでもあるため議会を招集しなかったことと協定書を無効にすることには、直接の因果関係は全くありません。

次に、協議会の規約違反について3点申し上げます。

1. 府議会の委員構成の変更については、府議会の推薦で決定されるものであります。

橋下市長は法定協議会の正常化を公約に選挙を行い、37万人の市民の民意により再選されました。公約通り協議会の委員の推薦について各議会に申し入れ、府議会は議会の推薦により変更されました。公約を知らながらも選挙に対抗馬を立てなかったのは維新以外の会派の皆さんではないでしょうか。府議会の推薦をおかしいと言う筋合いはありません。

2. 法定協議会規則、第6条の3「会議」については

「委員の1/2が出席しなければ開くことが出来ない」とされていることから、

過半数の出席により協議会が開催されることを示しております。

開催された協議会は開会の定足数は満たしているため協議会規約違反ではありません。

3. 法定協議会の規約第5条(4)協議会の委員については(ここ重要)

「大阪市の議会の議長及び議会が推薦した大阪市の議員9人」とあります。

市議会としては委員の推薦義務を果たしていません。

これは規約違反・職務放棄していることと同義であるため違反しているのは大阪市議会です。

加えて、先ほどの委員についての規則では、議長は市議会の推薦とは別に出席の義務があります。

大阪維新の会市会議員団として正式に協議会への出席の申し入れを行いました。7月23日を含め4回開催されたうち議長は1回も出席していません。議長はなぜ出席しなかったのでしょうか？

地方自治法第104条には「議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」とあります。法定協議会において議会の代表としての役職を果たしていないことです。地方自治法違反をしているのは議長であり、大阪市議会全体が市民の信頼を大いに裏切っている行為であります。

以上3点により、開催された法定協議会に違反行為はなく協定書は有効であります。逆に協議会の規約違反は大阪市議会議長であり、推薦委員を出さなかった市議会であります。

市議会としては何度も言いますが会派割りで委員を推薦していたのにも関わらず、

「大阪をより良くするために、市民の

【おもい】を反映させるべく、

協議会に参加して議決権を行使したい。」とする、議員の権限を封殺してまで、

民意を反映させない「ボイコットの方法」を選択したことは、民主主義の否定としか言いようがありません。府議会の推薦がどのようにかわろうが市議会は市議会の推薦の立場でしっかり出席して、協定書に市民の意見やメリットを盛り込むべく議論するべきです。自ら欠席を続けたことにより、この時点で会派割りではなくなっているにも関わらず、

府議会で多数をとれるときにあわせて、再度、会派割りの条例を上げること自体が支離滅裂と言えます。

そもそも、わざわざ条例を作らなくても、委員の推薦を取りやめたように本来、市会運営委員会でもできることであります。

これまでに重ねて来た議論においても、時期尚早や拙速だと申され、反対意見の尊重、議論、議論と叫んでおられますが、

きちんと対案としての時期も言わず、 どうすれば良いのか具体的な意見も聞き及びません。

多数決で勝てない場面や議員報酬削減や 議員定数削減においては、意見や議論すらしなないではありませんか。

単なる反対の意見や不安をあおるような先延ばしを市民は望んでおりません。

そもそも来年の5月議会にこの場にいる全員がここにいる約束は誰にも出来ないはずで。

我々議員には決められた時間内で方向性を決めて行くことが、求められており、停滞感があつた大阪が変わりつつあることを、多くの市民が喜んでる声を耳にする私としては、これ以上議論を先延ばしする理由はないと言い切れません。どこが悪くてどうすれば良い大阪になるのか具体的に示して前向きな議論をしませんか。多数決で勝とうと負けようといかなる場合でも市民から負託されている我々議員は議論する場をボイコットすることは決して許されませんし、市民に対して説明が付きません。

自ら義務を果たさず、協定書に意見する権利を放棄しながら協定書の無効を宣言し、本末転倒でありませんか。議論を尽くさないのは結託している維新以外の皆さんであり、この行為は無責任に過ぎず、市民を欺いているとしか言えません。

ご承知の通り特別区の設置に関する法律の第6条には、「特別区設置協定書についても議会の承認」事項があり、協定書は、この大阪市議会で議論することになります。橋下市長も修正協議には議会で応じるとおっしゃっているではありませんか。協定書の有効・無効をいうのであれば、維新以外の皆さんは議会でも議論に参加しないのでしょうか？参加する、というのであれば、無効を主張すべきではありませんし、この行為は矛盾しています。市議会は多数で決議案が決まりますが、たとえ多数がなくとも我々維新はボイコットせずにしっかり市民の皆様理解していただけるように最後まで議論していきます。

最後に再度申し上げますが、議会を招集しなかったことと、協定書の正当性を求めることには何の因果関係もありません。なおかつ法定協議会の規約違反をしているのは、自ら法定協議会への推薦を取りやめ出席しなかった我々維新以外の皆さんではありませんか。

市民の意見を伝える機会を放棄し議論が出来るのにも関わらずボイコットしたあげく、協定書を勝手に進めているという理屈は

到底理解できないものと考えためこの案には反対いたします。